

滋賀県庁本館等広告募集要項

1. 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県庁本館等広告設置基準」および「滋賀県庁本館等広告設置要領」に基づいて行います。

2. 設置場所・設置枠数

別添仕様書のとおり

3. 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4. 設置期間

広告を設置した日から申込者が希望する任意の期間

5. 広告等設置料

(1) 滋賀県庁新館設置分

物件番号：新1～25、追新1～7（新17～22のみB2サイズ枠）

1 枠 A1：7,000円/月

B2：5,000円/月

(2) 滋賀県庁旧館設置分

物件番号：旧1～8、追旧5～7（旧1・2、追旧5～7のみA1サイズ枠）

1 枠 A1：7,000円/月

B2：5,000円/月

(3) 滋賀県庁東館設置分

物件番号：東1・2

1 枠 B2：5,000円/月

(4) 滋賀県大津合同庁舎設置分

物件番号：大1～4

1 枠 B2：4,000円/月

上記(1)～(4)の広告等設置料には、行政財産使用料、消費税および地方消費税を含みます。
新2～新16、新23～新25、追新1～7、追旧5～7について、パンフレットラック使用を希望する場合は、上記金額に1,000円/月を付加するものとします。

6. 設置申込

別添「広告設置申込書」により申込みを行います。

【受付期間】

随時。

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

7. 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ② 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 県税に滞納がない者であること。

(2) 基準

- ① 「滋賀県広告等事業実施要綱」第4条第2項各号および「滋賀県庁本館等広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者には該当しないこと。
- ② 広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第4条第1項各号および「滋賀県庁本館等広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

8. 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県庁本館等広告設置基準に基づき、滋賀県総務部広告等選定委員会において審査します。
- (2) 広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、先着順とします。

9. 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者全員に通知します。

10. 広告等設置料の請求等

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、県の定める納付書により広告等設置料を請求します。

11. 申込みに際しての留意事項

- (1) 設置期間は、1箇月を単位とし、掲示期間が31日未満の申込みについては、1箇月として扱います。
- (2) 設置枠数は、仕様書のとおりです。
- (3) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県庁本館等広告設置基準、滋賀県庁本館等広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

12. 申込み、問い合わせ先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3111

E-mail ba00@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県庁本館等の広告設置に係る仕様書

1. 施設の概要

名 称	滋賀県庁新館
所 在 地	滋賀県大津市京町四丁目1番1号
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施 設 の 主 な 用 途	事務所
開 庁（館）時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁（館）日	土日祝祭日、年末年始
年間来庁（館）者数	年間約18万人
備 考	

2. 募集広告に関する事項

種類	ポスター
設置位置	新 1：2階西玄関ホール西向き ※□A1：□B2
	新 2：2階通路サロン前東向き ※□A1：□B2
	新 3：2階通路北壁面西－西 ※□A1：□B2
	新 4：2階通路北壁面西－中央西 ※□A1：□B2
	新 5：2階通路北壁面西－中央 ※□A1：□B2
	新 6：2階通路北壁面西－中央東 ※□A1：□B2
	新 7：2階通路北壁面西－東 ※□A1：□B2
	新 8：2階通路北壁面中央 ※□A1：□B2
	新 9：2階通路北壁面東－西 ※□A1：□B2
	新10：2階通路北壁面東－東 ※□A1：□B2
	新11：2階通路北壁面－南西向き面 ※□A1：□B2
	新12：2階西エレベーターホール北壁面－西 ※□A1：□B2
	新13：2階西エレベーターホール北壁面－中央西 ※□A1：□B2
	新14：2階西エレベーターホール北壁面－中央 ※□A1：□B2
	新15：2階西エレベーターホール北壁面－中央東 ※□A1：□B2
	新16：2階西エレベーターホール北壁面－東 ※□A1：□B2
	新17：2階西エレベーター前ホール－北側
	新18：西エレベーター北側－内壁面北側
	新19：西エレベーター北側－内壁面南側
	新20：西エレベーター南側－内壁面北側
	新21：西エレベーター南側－内壁面南側
	新22：2階西エレベーター前ホール－南側
	新23：2階西エレベーター前ホール東壁面－北 ※□A1：□B2
	新24：2階西エレベーター前ホール東壁面－中央 ※□A1：□B2
	新25：2階西エレベーター前ホール東壁面－南 ※□A1：□B2
	追新1：2階西玄関ホール東向き ※□A1：□B2
	追新2：2階通路サロン前北向き ※□A1：□B2
	追新3：2階西壁面 ※□A1：□B2
	追新4：2階南壁面 ※□A1：□B2
	追新5：2階西エレベーター前ホール東壁面－北北 ※□A1：□B2

	追新 6 : 2 階西エレベーター前ホール東壁面ー北中央 ※□A 1 : □B 2
	追新 7 : 2 階西エレベーター前ホール東壁面ー北南※□A 1 : □B 2
規格	A 1 サイズ (8 4 1 mm×5 9 4 mm) B 2 サイズ (7 2 8 mm×5 1 5 mm) ※新 1 ～ 1 6 および新 2 3 から追新 7 の場合は、A 1 か B 2 かを選択し、□にレ点を記入ください。
備考	

○ 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒5 2 0－8 5 7 7 大津市京町四丁目 1－1

電話番号 0 7 7－5 2 8－3 1 1 1

F A X 0 7 7－5 2 8－4 8 1 1

メールアドレス ba00@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県庁本館等の広告設置に係る仕様書

2. 施設の概要

名 称	滋賀県庁新館
所 在 地	滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施 設 の 主 な 用 途	事務所
開 庁（館）時 間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休 庁（館）日	土日祝祭日、年末年始
年間来庁（館）者数	年間約 1 8 万人
備 考	

2. 募集広告に関する事項

種類	ポスター
設置位置	旧 1：2 階中央エレベーター前ホールー北 ※□A 1：□B 2
	旧 2：2 階中央エレベーター前ホールー東 ※□A 1：□B 2
	旧 3：2 階中央エレベーター前ホールー南
	旧 4：中央エレベーター内壁面ー東側
	旧 5：中央エレベーター内壁面ー西側
	旧 6：2 階東エレベーター前ホール
	旧 7：東エレベーター内壁面ー北側
	旧 8：東エレベーター内壁面ー南側
	追旧 5：中央エレベーター前ホールー東壁面※□A 1：□B 2
	追旧 6：中央エレベーター前ホールー北壁面東側 ※□A 1：□B 2
	追旧 7：中央エレベーター前ホールー北壁面西側 ※□A 1：□B 2
規格	A 1 サイズ（8 4 1 mm×5 9 4 mm） B 2 サイズ（7 2 8 mm×5 1 5 mm） ※旧 1・2、追旧 5・6・7 の場合は、A 1 か B 2 かを選択し、□にレ点を記入ください。
備考	

○ 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒5 2 0－8 5 7 7 大津市京町四丁目 1－1

電話番号 0 7 7－5 2 8－3 1 1 1

F A X 0 7 7－5 2 8－4 8 1 1

メールアドレス ba00@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県庁本館等の広告設置に係る仕様書

1. 施設の概要

名 称	滋賀県庁東館
所 在 地	滋賀県大津市京町四丁目1番1号
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施 設 の 主 な 用 途	事務所
開 庁（館）時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁（館）日	土日祝祭日、年末年始
年間来庁（館）者数	年間約18万人
備 考	

2. 募集広告に関する事項

種 類	ポスター
設 置 位 置	東1：エレベーター内壁面－北側
	東2：エレベーター内壁面－南側
規 格	B2サイズ（728mm×515mm）
備 考	

○ 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話番号 077-528-3111

F A X 077-528-4811

メールアドレス ba00@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県庁本館等の広告設置に係る仕様書

1. 施設の概要

名 称	滋賀県大津合同庁舎
所 在 地	滋賀県大津市松本一丁目2番1号
設 置 目 的	県行政に関する事務を行う。
施 設 の 主 な 用 途	事務所
開 庁（館）時 間	午前8時30分から午後5時15分まで
休 庁（館）日	土日祝祭日、年末年始
年間来庁（館）者数	年間約1,000人
備 考	

2. 募集広告に関する事項

種類	ポスター
設置位置	大1：エレベーター北側－内壁面北側
	大2：エレベーター北側－内壁面南側
	大3：エレベーター南側－内壁面北側
	大4：エレベーター南側－内壁面南側
規格	B2サイズ（728mm×515mm）
備考	

○ 問い合わせ先・申込書提出先

滋賀県総務部総務課総務・文書係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話番号 077-528-3111

F A X 077-528-4811

メールアドレス ba00@pref.shiga.lg.jp

広告設置申込書

令和 年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

滋賀県庁本館等広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県庁本館等広告設置基準、滋賀県庁本館等広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
		F A X	
E - m a i l			
広告等の設置等申込種類		ポスターの掲載	
広告等の設置等希望場所		(希望番号を記入してください。)	
使用期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
見積額		金 円 ※上記金額は消費税および地方消費税を含む。	
広告等の 内 容	仕 様		
	別 添 資 料		
(参考) 予定広告 内 容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設 置 す る 内 容		

※ デザイン等の素案(ラフ案)がある場合は別途添付してください。

添付書類

- ① 法人登記記載事項全部証明書 (コピー可)
- ② 定款、会則または会社概要(パンフレット)等 (コピー可)
- ③ 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

住所または所在地 〒

氏名または商号名称
および代表者名

滋賀県庁本館等広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 滋賀県庁本館等広告募集要項「7. 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽または不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載することに同意します。